

物価高騰対策等保育施設支援事業給付金（給食費）要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、原油価格及び物価高騰の影響により、給食材料費が高騰する中、私立保育所等において保護者の負担を増やすことなく栄養バランス等を確保した給食を提供できるよう支援するため、町内私立保育所等に対し予算の範囲内において物価高騰対策等保育施設支援事業給付金（給食費）（以下「給付金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 呉童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項の保育所であって、法第35条第4項の認可を得て設置されたものをいう。
- (2) 認可外保育施設 法第59条の2第1項の規定による届出を行った施設（法第6条の3第11項の居宅訪問型保育事業に類する事業を除く。）をいう。
- (3) 保育所等 保育所型認定こども園、小規模保育事業及び認可外保育施設をいう。

（給付金の支給対象者）

第3条 給付金の支給の対象となる者は、申請日時点において、町内に所在する私立保育所等を運営する事業者（以下「支給対象者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、給付金の支給の対象としない。

- (1) 給食費の高騰分として、保護者に負担させる事業者。
- (2) 町税を滞納している者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員が経営に関与している者。

（給付金の支給額）

第4条 支給対象者に支給する給付金の額は、各月ごとに当該月の初日における施設入所児童数に500円を乗じて算出した額の合計額とする。

（給付金の支給対象月数）

第5条 給付金の支給対象となる月数は、令和4年11月から令和5年3月までの5月とする。

（給付金の支給申請）

第6条 給付金の支給を受けようとする支給対象者は、物価高騰対策等保育施設支援事業給付金（給食費）申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請は、各月ごとにするものとする。

3 その他町長が必要と認める書類。

（給付金の支給決定等）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、支給の可否を決定し、物価高騰対策等保育施設支援事業給付金（給食費）支給（不支給）決定通知書兼支払通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 町長は前項の規定により給付金の支給を決定したときは、当該申請者が指定する金融機関口座に給付金を振り込むものとする。

（決定の取り消し）

第8条 町長は申請者が偽りその他不正の手段により給付金の支給決定を受けたときは、給付金の支給決定を取り消すことができる。

（給付金の返還）

第9条 町長は、前条の規定により給付金の支給決定を取り消した場合において、既に給付金の支給を受けた者に対し、当該給付金を返還をさせるものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給について必要な事項は、町長が別に定める。

附則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行し、令和4年11月1日から適用する。

（失効）

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

3 この告示の失効前にした行為に対する第9条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、その効力を有する。

様式第1号（第6条関係）

物価高騰対策等保育施設支援事業給付金（給食費）申請書兼請求書

様式第2号（第7条関係）

物価高騰対策等保育施設支援事業給付金（給食費）支給（不支給）決定通知書兼支払通知書